

催し

基本操作を学べる  
スマホ教室

市内の携帯電話販売店などで、スマートフォンやマイナポータルなどの基本操作を学べる教室を開催しています。

▼内容 スマートフォンの基本操作、スマートフォンアプリの使い方、マイナポータルの活用方法、オンライン診療の利用方法などを学ぶ。

▼その他 開催場所や期日、申込方法など、詳しくは、デジタル活用支援☎をご覧ください。  
また、デジタル活用支援☎で

は、教材資料や解説動画が視聴できます。  
☎スーパースマートシティ推進室☎  
2786



お知らせ

あなたの声を市政に  
まちづくり懇談会  
築瀬地区

本市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行います。  
▼日時 11月19日(金)午後6時30分～  
▼会場 築瀬地域コミュニティセ

ンター(南大通り2丁目)。

▼申込期限 11月5日。

▼申込方法 電話で、築瀬地域コミュニティセンター☎(635)7132へ。

▼その他

2歳以上の未就学児の託児あり。希望者は、開催日の1週間前までに、電話で、広報広聴課☎(632)2022へ。

都市計画の素案  
自由に見ることが出来ます

都市計画の素案

▼宇都宮都市計画用途地域の変更(小幡清住土地区画整理事業地内)。  
▼宇都宮都市計画防火地域および準防火地域の変更(小幡・清住土地区画整理事業地内)。

縦覧

▼縦覧期間 11月8～22日(土・日曜日、祝休日を除く)。

▼縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

公聴会

▼日時 12月13日(月)午後2時～。

▼会場 県自治会館(昭和1丁目)。

▼その他 素案に意見がある人は、市長宛てに意見申出書を提出することができます。縦覧期間中に、直接または郵送で、〒320-8540市役所都市計画課へ。なお、公聴会で公述人となる意思の有無を併せて明記してください。公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

☎都市計画課☎(632)2565

相談は無料 秘密は厳守します

性的マイノリティに関する相談窓口  
とちぎにじいろダイヤルを  
開設しました



県では、専門相談員が性的指向や性自認に関するさまざまな悩みや不安などの相談に応じる「とちぎにじいろダイヤル」を開設しました。ご本人だけでなく、家族や友人などからの相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

■とちぎにじいろダイヤル☎(665)8724  
▼日時 毎月第1・第3金曜日、午後5時30分～7時30分(祝休日・年末年始を除く)。

- 例えば、こんなことをご相談ください／
  - ▼自分の性別に違和感がある。
  - ▼同性を好きになったが、誰にも相談できない。
  - ▼性的マイノリティであると打ち明けられたが、どう接したらよいかなど。
- ☎男女共同参画課☎(632)2346

ひきこもり状態にある人の  
Webアンケートにご協力ください

1027872

本市では、すべての市民が、住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して生涯を過ごすことができる地域共生のまちづくりを進めています。

現在、市民が抱える課題を把握するため、「ひきこもり状態にある人のアンケート」を実施していますので、ご協力ください。

■ひきこもりとは 仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために外出を自粛している場合を除く。

■ひきこもり状態にある人についてのWebアンケート

- ▼実施期間 11月30日まで。
  - ▼対象 ひきこもり状態にある人、またはその家族。
  - ▼回答方法 市☎のアンケートフォームに必要事項を入力。
- ☎保健福祉総務課☎(632)2930



お知らせ

宝くじの助成で  
煙体験資器材などが  
整備されました



消防局では、宝くじ助成金「地域防災組織育成事業」で煙体験資器材と鼓笛隊楽器を整備しました。

今後、煙による避難の難しさや危険性を体験する防災フェアや防災訓練などで活用していきます。

また、鼓笛隊楽器は、しらゆり幼児園幼年消防クラブで活用していきます。

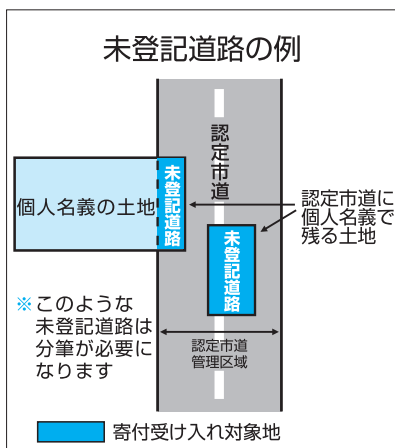
問 消防局予防課 ☎(25) 5505

認定市道の  
未登記道路整理事業に  
ご協力ください

未登記道路とは、さまざまな事情により本市への所有権移転がされず、認定市道に個人名義が残る土地をいいます(右下の図参照)。

現在、本市では、皆様のご協力により寄付をいただき、未登記道路を解消する事業を行っています。なお、測量や登記に必要な費用は、市が負担します。

詳しくは、市HPをご覧ください。道路管理課(市役所8階) ☎(632) 2697へ。



1009815  
皆さんの意見を市政に  
パブリックコメントを  
募集します

本市では、皆さんの意見を計画に反映させるため、素案を公表し、意見を募集します。

宇都宮市公共施設等総合管理計  
画(後期計画)

▼概要 公共施設の老朽化や人口減少・少子超高齢化社会の進行する中においても、将来にわたり効果的・効率的に公共サービスを提供していくため、公共施設などの長寿命化や施設の再配置、統合、複合化など公共施設マネジメントを推進するためのもの。

▼公表・意見募集期間 11月中旬まで。

▼公表方法 政策審議室の他、市HP、行政情報センター(市役所1階)、各區・団・連・市民活動センターで閲覧できます。

▼意見提出方法 直接または送付・ファクス・Eメール(意見・住所・氏名・電話番号・年齢を明記)で、〒320-8540市役所政策審議室(市役所5階) ☎(632) 2116、FAX(632) 5422、✉u2005@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

1006189  
宇都宮を気ある街へ  
市民活動助成基金に  
ご協力を

市内では、福祉や環境保全など、さまざまな分野でボランティア団体やNPO法人が活動しています。

本市では、これらの市民活動をより一層活発にし、全市的に広げていくため、市民・企業・行政で活動を支援する仕組みとして「市民活動助成基金」を設置しています。寄付をいただいた人には、交付団体の発表会のお知らせなどを送付しますので、ぜひご協力をお願いします。

寄付は随時、任意の金額で受け付けています。なお、この基金は、市民・企業の皆さんによる寄付金と同額を行

申請手続きを支援します

マイナンバーカードの出張申請サポート

1027801

申請書の記入補助や申請に必要な顔写真の撮影などを行う「出張申請サポート」を実施しています。

- ▼会場 市内のスーパーマーケット、大型商業施設、公共施設など。
- ▼対象 初めてマイナンバーカードを申請する人。
- ▼その他 記入後の交付申請書

は、申請者自身が郵便ポストに投函してください。また、できあがったマイナンバーカードは窓口でのお渡しになります。

実施会場など、詳しくは、「出張申請サポート」専用URLをご確認ください。

問 市民課 ☎(632) 5266



▲出張申請サポート専用URL

政でも支出する仕組みとなります。

▼申込方法 みんなでまちづくり課(市役所10階)、各區・団・地域コミュニティセンターに置いてある寄付申込書(市HPからも取り出し可)に必要な事項を書き、直接またはファクスで、みんなでまちづくり課 ☎(632) 2900、FAX(632) 3268へ。

お仕事帰りなどに、お気軽にお立ち寄りください

## 結婚新生活支援事業

11月15～21日は、夜間、土・日曜日も、申請・相談を受け付けます

☎ 1026674



男女共同参画課 ☎ (632) 2894

本市では、新生活を応援するため、結婚に伴う住宅取得や新居の家賃、引っ越し費用の一部を補助します。

### ■対象世帯

4月1日～令和4年3月31日に婚姻届を提出し受理された、以下の要件をすべて満たす世帯。

- ▼婚姻届受理時の年齢が、夫婦ともに39歳以下。
- ▼夫婦の令和2年分の所得の合計が400万円未満。なお、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ▼申請時において、自治会に加入している。
- ▼「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている。
- ▼夫婦のいずれもが市内に自己の住宅を所有していない。
- ▼過去に本市および他自治体において、この制度(※)に基づく補助を受けたことがない。

- ▼本市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引っ越し費用などの補助を受けていない。
- ▼夫婦のいずれもが市税の滞納がない。
- ▼宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団員などではない。
- ※国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」。

### ■補助対象経費

4月1日～令和4年3月31日までに支払った以下の①～③の合計の経費について、1世帯当たり最大30万円を補助します。

①住宅の購入費（土地の購入費は除く）②賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料③引っ越し業者などへの支払った実費。

- その他 この事業は、申請件数が100件に達した時点で、受け付けを終了することがあります。予定している人は、早めに申請してください。

## 窓口時間を延長・拡大して、申請・相談を受け付けます

現在、申請を予定している人や、4月1日以降に結婚し本市に住むことを考えている人、これから結婚する人は、この機会にぜひご相談ください。

■受付日時 ①11月15～19日、午前8時30分～午後7時。なお、①以外の平日は、午前8時30分～午後5時15分②11月20・21日、午前10時～正午と午後1時～3時。

■会場 ①男女共同参画課（市役所2階）②市

民相談コーナー（市役所2階）。

■申請方法 必要書類を提出してください。必要書類について詳しくは、申請の手引き（市☎からも閲覧可）をご覧ください。

■その他 対象世帯に該当するか、ご確認ください（上の記事参照）。

なお、「自分は対象になるのか分からない」などの相談は、直接または電話で、男女共同参画課☎（632）2894へ。



▲市HP